

## あびこ地産地消推進店登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地元で生産されたものを地元で消費又は使用する「地産地消」の取り組みを、消費者の理解と農商工の連携をもとに積極的に推進することを目的に、本市農産物を積極的に販売又は使用する店舗等を「あびこ地産地消推進店」(以下「推進店」という。)として登録する制度を整備し、その制度のPR及び普及を行うための必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本市農産品 我孫子市内で生産された農産物、林産物、水産物及び畜産物(本市の生産者が本市周辺地域で生産したものを含む)
- (2) 店舗等 市内で事業を行う直売所、小売店、量販店、宿泊施設、飲食店、食品加工所

(登録)

第3条 市長は、本市農産物を販売又は使用する店舗等の申請を受け、この要領の基準を満たすと認められた場合に推進店として登録する。

(登録基準)

第4条 推進店の登録を受けようとする店舗等は、別記の「あびこ地産地消推進店登録基準(以下「登録基準」という。)」を満たすものとする。

(登録申請等)

第5条 推進店の登録を受けようとする店舗等は、「あびこ地産地消推進店登録申請書(様式第1号)」を市長に提出するものとする。

- 2 推進店は、推進店の登録を受けた後に申請書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに「あびこ地産地消推進店変更申請書(様式第1号)」を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(登録の決定等)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出を受けた場合は、登録基準に基づきその内容を審査し、登録又は承認の可否を決定する。

(登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により登録を決定した場合は、申請店舗等に対し、あびこ地産地消推進店登録証(様式第2号)を交付する。

(登録期間)

第8条 推進店の登録期間は、登録日から登録日直近の3月31日までとする。ただし、登録期間満了日までに辞退の申出がない場合は、登録期間を自動的に継続するものとする。

(登録証等の掲示)

第9条 推進店の登録を受けた店舗等は、前条により交付した登録証又は市長が推進店に別に交付する資材(タペストリー等)を当該店舗等の見やすい場所に掲示又は設置するものとする。

(調査)

第10条 市長は、推進店に登録した店舗等に対し、推進店としての登録基準項目を満たしているか否かを調査することができる。

2 前項の調査に対し、推進店は協力するものとする。

(登録の取り消し)

第11条 推進店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市長は登録を取り消すことができる。

(1) 登録基準に該当しなくなった場合

(2) 営業を終了した場合

(3) 推進店から辞退申出書(様式第3号)の提出があった場合

(4) 登録基準を満たしているか否かの調査に協力が得られない場合

(5) その他市長が取り消すべき事由が生じたと判断した場合

2 市長は前項の規定により登録を取り消した場合は、当該推進店に対し、あびこ地産地消推進店登録取消通知書(様式第4号)により通知する。

(推進店登録台帳の整備)

第12条 市長は、推進店の登録者台帳を整備し、登録に関する情報を記録するものとする。

(広告宣伝)

第13条 市長は、本市農産品にかかる地産地消とイメージアップならびに推進店の周知と利用の拡大を図るため、ホームページ、広報、リーフレット、その他さまざまな宣伝媒体を利用して積極的にPRを行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。